

# 母子父子寡婦福祉資金貸付金のご案内

## 母子父子寡婦福祉資金貸付金とは？

母子父子寡婦福祉資金貸付制度は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を推進することを目的として、修学資金をはじめとした12種類の資金からなる貸付制度です。（別紙「母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧」のとおり）

## 貸付対象者

### ①母子家庭の母、父子家庭の父

【母子家庭の母、父子家庭の父とは】配偶者と死別した女子または男子であって、現に結婚していない女子または男子及び次に該当する女子または男子

- \*離婚した女子または男子であって現に結婚していない女子または男子
- \*配偶者の生死が明らかでない女子または男子
- \*配偶者から遺棄されている女子または男子
- \*配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子または男子
- \*配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている女子または男子
- \*前各号に掲げる者に準ずる女子または男子であって政令に定めるもの  
（配偶者が拘禁されている女子または男子、未婚の母または父）

（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項、第2項）

### ②寡婦

【寡婦とは】配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養したことがあるもの

（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項）

### ③40歳以上の配偶者のない女子（婚姻をしたことがない独身の方は含みません）

### ④母子家庭の母または父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する子、父母のない児童（20歳未満）

（就学支度資金・修学資金・就職支度資金（児童に係るものに限る）・修業資金の貸付に限ります。）

## 貸付要件

- 明石市内にお住まいの方
- 児童の福祉、世帯の自立助長につながり、償還が達成できる見込みがあること
- 連帯保証人が必要となる場合があります

## 貸付の決定と資金の交付について

事前の相談・申請書提出後、明石市において必要性和償還能力を審査した結果、貸付が認められた方に対し、貸付決定通知書や借用書などの書類をお渡しします。借用書等に必要事項を記載のうえ提出していただき、書類等に不備がなければ貸付金を交付します。

審査には時間がかかりますので、お早めに余裕を持ってご相談ください。

### 1 事前相談

**(注) 申し込みを行う前に、必ず事前相談(個別面談)を受けていただく必要があります。**

明石市児童福祉課で、貸付の相談を行います。その際に、貸付制度の説明や必要書類の説明をさせていただきます。母子父子自立支援員が、家庭の状況や経済的な状況等、実生活に関わる聞き取りをさせていただきます。

★相談時間 平日：月曜日～金曜日 9：00～17：00まで  
〔事前にご予約いただくことをお勧めします。〕



### 2 貸付申込み

事前相談(面談)の結果、審査を経て貸付申請を行います。

- ★必要書類
- ①貸付申請書(マイナンバーの記入及び本人確認が必要です。)
  - ②申請者及び申請者と生計をともにしている者及び連帯保証人の給与証明書(源泉徴収票の写しでも可)
  - ③連帯保証人の印鑑登録証明書(発行後3ヶ月以内のもの)
  - ④連帯保証人の連帯保証についての同意書
  - ⑤貸付申請者調書
  - ⑥申請者(借受人)、連帯借受人及び連帯保証人の住民票謄本
  - ⑦他の借入金に関する申立書
  - ⑧その他、資金に応じ必要な書類(在学証明書、大学等修学支援の認定通知等、経営診断書など)

### 3 貸付決定

申込みを適当と判断した場合、貸付決定通知書、借用証書及び償還のための「口座振替依頼書・自動払込利用申込書(明石市母子父子寡婦福祉資金償還金)」をお渡しします。借主と連帯借受人及び連帯保証人は、自筆で署名・押印した借用証書、印鑑登録証等を提出していただくとともに、償還のために口座振替・自動払込の手続きをしていただく必要があります。また、同時に面談等で連帯保証人の意思確認を行います。

## 4 貸付金の交付

借用証書等を提出していただき、内容を確認した後、借受人が届けた金融機関等の普通口座（本人名義に限る）に貸付金を振り込みます。

## 5 その他

- ★継続手続き 修学資金、技能習得資金、生活資金、修業資金について、貸付を行う期間が複数年度にまたがる場合、毎年4月に継続手続きを行なっていただく必要があります。届け出をしないと、4月以降の貸付を受けることはできません。
- ★住所の変更、借受人・連帯借受人・連帯保証人の状況の変化等があれば、必ずお知らせください。
- ★母子家庭（寡婦）または父子家庭でなくなった場合、各資金の借受人としての資格がなくなった場合、貸付対象の修学を取りやめた場合など、貸付の条件に該当しなくなった場合は、すみやかに申し出てください。届け出なく貸付を受け続けた場合、貸し付けた金額の全部又は一部を一括で返済していただくことになります。

## 貸付にあたっての注意事項



- ①貸付が自立の手助けになると判断され、償還（返済）の計画が立てられる方が対象です。
- ②修学資金など、お子さんを対象とする資金の貸付で、親が借受人になる場合は、お子さんも連帯借受人となり、借受人とともに返済の義務を負います。
- ③修学資金など、お子さんを対象とする資金の貸付で、お子さんが借受人となる場合は、原則として、親が連帯保証人となる必要があります。
- ④日本学生支援機構から奨学金の貸付を受けている場合は、奨学金の貸与月額と母子父子寡婦福祉資金貸付金の修学資金の貸付限度額との差額を限度として貸付を行います。就学支度資金と修学資金のように目的の異なるものについては、併せて貸し付けることができます。
- ⑤大学等修学支援による授業料等減免や給付型奨学金による給付を受ける場合は、給付相当額を控除した額が貸付額となります。
- ⑥寡婦または40歳以上の配偶者のない女子で現に子を扶養していない方は、災害等特別の事情がある場合を除き、前年度の所得が2,036,000円を超えると貸付対象外になります。
- ⑦申請者が租税、公共料金、他金融機関等への返済金等を滞納している場合は貸付できません。

## 償還について

申請書提出時に返済（償還）計画書に記載された償還期間内に、元利均等払いの方法により返済していただきます。この福祉資金については、貸付を受けられた方々からの償還金を主な財源として運用しており、予定どおり入金されないと資金に不足が生じ、貸付を必要とされる方に貸付できなくなりますので、必ず償還期日までに返済してください。

万一、償還期日までに入金されない場合、一括返済や、連帯借受人・連帯保証人への督促、法的手段（裁判所への支払い督促申立て、強制執行による給与差押え）等を講じることになります。

また、延滞した元利金額につき、年3%の割合をもって、支払期限の翌日から支払日までの日割計算した違約金を徴収します。

★原則として、月賦償還（毎月払い）、口座振替払（該当月の25日振替）

★返済の途中で、残額の全部または一部を繰上げ返済することができます。

★貸付後に大学等修学支援による授業料等減免や給付型奨学金による給付を受けることとなった場合は、既に交付を受けた貸付金のうち、給付相当額について、給付を受けた日から原則6ヶ月以内に償還していただきます。



【問い合わせ先】〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号  
明石市役所こども局子育て支援室 児童福祉課  
TEL (078) 918-5182  
FAX (078) 918-5196

母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧

【別表1】

資金の種類	資金用途	貸付対象	貸付限度額（円）	貸付期間	据置期間	償還期間	利子
修学資金	高校・大学、高等専門学校又は専修学校等に就学させるために必要な資金（授業料等）	・母子家庭の母または父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	月額27,000円 ～183,000円 ※詳細は「別表2」参照	修学期間中	学校卒業後 6ヶ月	20年以内 (専修学校の一般課程は5年以内)	無利子
就学支度資金	就学、修業するために必要な資金（入学金等）	・母子家庭の母または父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	64,300円 ～590,000円 ※詳細は「別表3」参照		学校卒業後 6ヶ月	20年以内 (専修学校の一般課程、修業施設は5年以内)	無利子
就職支度資金	就職する際に直接必要な資金	・母子家庭の母、父子家庭の父、児童 ・父母のない児童 ・寡婦等 ※1	100,000円  自動車購入の場合 330,000円		1年	6年以内	無利子
修業資金 ※2	事業を開始または就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	・母子家庭の母または父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	月額68,000円  自動車運転免許取得 460,000円	5年以内	修業期間終了後 1年以内	20年以内	無利子
技能習得資金	事業を開始または就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	・母子家庭の母または父子家庭の父 ・寡婦等	月額68,000円 一括816,000円 自動車運転免許取得 460,000円	5年以内	修業期間終了後 1年	20年以内	☆無利子
事業開始資金	事業を開始するために必要な資金	・母子家庭の母または父子家庭の父 ・寡婦等	3,140,000円		1年	7年以内	☆無利子
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するために必要な資金	・母子家庭の母または父子家庭の父 ・寡婦等	1,570,000円		6ヶ月	7年以内	☆無利子
医療介護資金	医療または介護（医療または介護を受ける期間が1年以内の場合に限る）を受けるために必要な資金	・母子家庭の母、父子家庭の父または児童 ・寡婦等	医療・一般 ：340,000円 医療・特別 ：480,000円 介護：500,000円		医療介護を受ける期間満了後 6ヶ月	5年以内	☆無利子
生活資金	知識技能を習得している間の生活に必要な資金	・母子家庭の母または父子家庭の父 ・寡婦等	技能習得期間中 月額141,000円	3年以内	技能習得後 6ヶ月	20年以内	☆無利子
	医療・介護を受ける間の生活に必要な資金		医療・介護期間中 月額103,000円	1年以内	医療・介護期間終了後 6ヶ月	5年以内	☆無利子
	母子家庭または父子家庭になって7年未満の世帯の生活を安定・維持する間（生活安定期間）に必要な資金		生活安定期間中 月額105,000円 (252万円を限度) 養育費取得 1,236,000円※3		貸付終了後 6ヶ月	8年以内	☆無利子
	失業期間中の生活を安定・維持するのに必要な資金		失業期間中 (失業後1年以内) 月額103,000円	1年以内	貸付終了後 6ヶ月	5年以内	☆無利子
結婚資金	児童または扶養する20歳以上の子の婚姻に必要な資金	・母子家庭の母または父子家庭の父 ・寡婦等	300,000円		6ヶ月	5年以内	☆無利子
住宅資金	住宅を建設、購入、補修、保全、改築または増築するために必要な資金	・母子家庭の母または父子家庭の父 ・寡婦等	新增築：1,500,000円		6ヶ月	6年以内	☆無利子
			特別：2,000,000円		6ヶ月	7年以内	☆無利子
転宅資金	住宅を移転するため住宅の賃借に際し必要な資金	・母子家庭の母または父子家庭の父 ・寡婦等	260,000円		6ヶ月	3年以内	☆無利子

※1 寡婦等とは、寡婦または40歳以上の配偶者のない女子(婚姻をしたことのない独身の方は含みません。)をいいます。

※2 自動車運転免許取得については直接就労に必要な場合で、高校3年在学時に就職就定を受けた児童に限ります。

※3 養育費取得(生活資金)については生活安定期間中の養育費の取得のための裁判費用等が対象です。

☆修学資金、就学支度資金、就職支度資金(児童に関わるものに限る)、修業資金に関しては無利子ですが、それ以外の資金は、連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人を立てない場合は有利子(1%)です。

資金名 資金用途	学校等種別		通学区分	貸付限度額(月額・円)		貸付 期間	据置 期間	利子	違約金		
【別表2】  修学資金  児童又は寡婦が扶養している子が、高校・大学等の修学において必要となる授業料・教科書代・通学費等に充てる資金(大学等・大学院については、生活費・課外活動費等を含む)	高等学校 専修学校 (高等課程)	国 公立	自宅通学	27,000		その学校の定める最短修業年限を貸付期間とする	卒業後6ヶ月	無利子	延滞元利金額につき年3%		
			自宅外通学	34,500							
		私立	自宅通学	45,000							
			自宅外通学	52,500							
	高等専門学校	国 公立		1・2・3年	4・5年						
			自宅通学	31,500	67,500						
			自宅外通学	33,750	76,500						
		私立	自宅通学	48,000	98,500						
			自宅外通学	52,500	115,000						
	専修学校 (専門課程)	国 公立	自宅通学	67,500							
			自宅外通学	78,000							
		私立	自宅通学	89,000							
			自宅外通学	126,500							
	短期大学	国 公立	自宅通学	67,500							
			自宅外通学	96,500							
		私立	自宅通学	93,500							
			自宅外通学	131,000							
大学	国 公立	自宅通学	71,000								
		自宅外通学	108,500								
	私立	自宅通学	108,500								
		自宅外通学	146,000								
大学院	修士課程		132,000								
	博士課程		183,000								
専修学校(一般課程)			51,000								
【別表3】  就学支度 資金	高校・大学等への入学に際し必要となる被服の購入や入学金等に充てる資金(大学等・大学院については、受験料を含む) ◎小学校・中学校については、満15歳に達した学年終了後6カ月		小学校	64,300		◎	卒業後6ヶ月	無利子	延滞元利金額につき年3%		
			中学校	81,000							
			高校・専修(高等課程)・高専								
			【国公立】 (自宅通学)150,000 (自宅外通学)160,000								
			【私立】 (自宅通学)410,000 (自宅外通学)420,000								
			大学・短大・専修(専門課程)								
			【国公立】 (自宅通学)410,000 (自宅外通学)420,000								
			【私立】 (自宅通学)580,000 (自宅外通学)590,000								
			大学院								
			【国公立】 380,000 【私立】 590,000								
			修業施設(中卒)150,000 (自宅外通学)160,000								
修業施設(高卒)272,000 (自宅外通学)282,000											
専修(一般課程) (自宅通学)150,000 (自宅外通学)160,000											

・「別表2」「別表3」に記載の金額は「限度額」です。貸付の決定にあたっては、実際に必要となる経費等を確認のうえで、上記限度額の範囲内で返済可能な額をお貸しすることとしています。